

独立行政法人の中（長）期目標の策定について（案）

令和2年12月4日

独立行政法人評価制度委員会決定

1 中（長）期目標の策定に係る令和2年度の委員会活動の概要

本委員会は、本年4月に確認した「令和2年度の調査審議の進め方」に沿って、各法人の国の政策体系上の位置付け・役割や現に直面する課題、法人を取り巻く環境の変化等について、早期から主務省との間で共通認識を醸成した上で、主務省、法人の長・役員（法人のガバナンスにおいて重要な役割を果たす監事を含む。）との意見交換を実施し、中（長）期目標期間中における法人の業務実態や、新型コロナウイルス感染症が法人の業務運営にもたらした課題やそれに対する工夫について聴取してきた。そして、その結果も踏まえて、法人の次期中（長）期目標の策定に当たって留意すべき点等について調査審議を行ってきたところである。

2 今後の中（長）期目標の策定に当たって

我が国は、急速な人口減少・少子高齢化、頻発する自然災害等の社会課題に対応するため、イノベーションの社会実装による「Society5.0」の実現に取り組んできた。国の政策実施機能を担う独立行政法人も、その専門性・人材面における強みを活かし、これらの社会課題の解決に向けて取り組んできた。

しかし、行政として新型コロナウイルス感染症への対応を進める中で、以下のような課題が浮き彫りになった。

- ・デジタル化・オンライン化の遅れ
- ・業務継続や生産性の向上の観点からの業務のリモート化の必要性
- ・デジタル技術を活用できる専門人材等の不足

このような状況を踏まえ、主務大臣は、法人の在るべき姿と現状から法人の目指すべき目標を導き出すに当たっては、単に従来の目標の延長線上で考えるのではなく、以下の点に特に留意しつつ、目標・指標の立て方や重み付けを含めたすべての事項について改めて精査をしていただきたい。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を含む法人を取り巻く環境の変化、直面する課題、法人の「強み」及び「弱み」についての把握・分析を十分に行い、法人が、その使命に鑑み、その役割を着実に果たし、一層その政策実施機能を発揮するにはどのような目標とすべきか、改めて、法人の長としっかりと議論し、検討を行うこと。
- ② 法人が、新型コロナウイルス感染症対応で浮き彫りになった取組の遅れや課題を克服して「新たな日常」に対応し、その役割を果たすとともに、より高みを目指すことができるよう、①の議論・検討を踏まえ、法人における業務手法等の見直しを促すような目標とすること。

その際、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、業務プロセス全体の最適化・効率化を意識することはもちろん、デジタル化によって組織やビジネスモデルを変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することや、情報セキュリティの観点にも留意すること。

- ③ 法人の使命等を組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させて、上記のような法人の政策実施機能の最大化や業務手法等の見直しを確実なものとするため、法人の組織風土や役職員の意識にまで踏み込んだ取組を促すような目標とすること。

加えて、これまでの取組の成果を踏まえつつ、例えば、以下のような取組を盛り込むなどにより、社会的課題の解決に向けた取組を更に推進していただきたい。

- ① 様々な関係機関との間で、データを共有し活用するなど、一丸となってイノベーションを推進するため、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等との連携・協働を一層強化すること。

さらに、業務実施に必要な施設に関しても、老朽化が進む現状を踏まえ、法人内ですべてを賄おうとする「自前主義」を脱し、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等と連携し、それらの機関の施設を利用して業務を実施する可能性も視野に入れつつ、効率的な施設の在り方について計画的に検討すること。

- ② 「新たな日常」に対応してデジタル技術を活用できる専門人材を含め、各法人が社会課題の解決に向けた役割を果たしていくための専門人材の確保・育成に、戦略的に取り組むこと。

また、令和2年度末に中（長）期目標期間が終了する法人について、個別に目標に明確に盛り込むことを検討していただきたい具体的項目は別紙のとおりである。

(1) 情報通信研究機構

(留意事項)

- ・ 今後も法人がICT技術に関する研究開発及びその成果の社会実装において中核的な役割を果たしていくため、研究者が研究に専念する時間を確保し、効果的・効率的な研究活動を行えるようにするとともに、社会のニーズを適時的確に把握した研究開発を戦略的に進められるよう、研究者の確保・育成のみならず、研究事務の補助者やリサーチ・アドミニストレーターといった研究支援人材や、知的財産の活用に係る専門人材の確保・育成について、法人において具体的方策を定めて取り組むべきことを目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 現中長期目標期間において、法人は、研究開発等の支援体制を強化するための組織体制の見直しとして、オープンイノベーション推進本部の設置をはじめ大幅な組織改編を行い、研究開発成果の最大化のための機能強化を行ってきた。
- ・ 一方、こうした支援体制を担う研究支援人材等の確保・育成の取組としては、
 - － 企業等での経験豊富な人材をプロジェクト運営をサポートするイノベーションコーディネーター等として配置
 - － 民間企業の知的財産部門のハイクラス経験者の受け入れ
 - － 経営企画部等に若手から中堅層までの職員をプランニングマネージャーとして配置し、法人全体のマネジメントに関する業務経験を積ませる等の取組を行ってきたものの、「新たな情報通信技術戦略の在り方（平成26年諮問第22号）第4次中間答申」（令和2年8月5日情報通信審議会）において、「民間企業等における事業経験を活かした外部人材の登用を進めるとともに、内部人材においても人事交流等によるスキルアップを図るなど体制の強化を行うことが必要である。」といった課題が指摘されている。
- ・ さらに、業務・組織見直しにおいては、今後、現行の研究開発の推進スキームの在り方を見直し、企業との間で戦略的な研究開発を推進するスキームを導入することとしているが、こうした取組を着実に進めるために必要となる人材の確保・育成のための具体的な方策は明らかにされていない。

(2) 酒類総合研究所

(留意事項)

- ・ 輸出促進や酒類業への技術支援といった酒類行政に対するニーズの拡がりを踏まえて、関係する他の機関が果たすべき役割との関係に留意しつつ、法人の使命や政策体系上の位置付けについて今一度検討し、その結果を踏まえて、適正課税及び適正表示の確保といった業務にとどまらず、社会のニーズが高い業務に法人が積極的に取り組めるよう、目標の重み付けを行ってはどうか。

(背景事情等)

- ・ 日本産酒類は、近年、国際的な評価の高まりを受けて輸出金額が増加傾向にあり、2019年には約661億円となり8年連続で過去最高を記録している。また、国内でもワイナリーやビール製造場を中心に、酒類製造免許場数は増加傾向にある。
- ・ 特に輸出については、政府として、農林水産物・食品（日本産酒類を含む。）の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円にするという目標の下、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）等の政府方針において、日本産酒類の輸出促進に係る方針が掲げられている。また、国税庁においても、2020年度には予算の大幅な増額や輸出促進室を新たに設置する等、輸出促進の取組を抜本的に拡充している。
- ・ 一方、見込評価によれば、現中期目標期間において、「日本産酒類の輸出促進」の業務として日EU経済連携協定の発効に伴うワイン添加物の相互承認のための手続に係る業務が目標期間中に追加されているほか、「技術力の維持強化の支援」の業務において、酒類製造業者等への講習（ワインコース・ビールコース）が受講希望者の増加を受けて当初計画から回数を追加して実施されているなど、これらの業務に対するニーズが高まっていることが見受けられる。
- ・ また、これら2つの業務に係る業務経費は増加傾向にあり、令和元年度には「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」全体の業務経費に占める割合が50%を超えているが、現行目標で重要度等が付されているのは「適正課税及び適正表示の確保」の業務のみである。

(3) 国立特別支援教育総合研究所、(5) 国立青少年教育振興機構、

(6) 国立女性教育会館、(10) 教職員支援機構

(留意事項)

- ・ オンライン研修の実施による効果を分析し、更に効果的なオンライン研修を構築するとともに、集合・宿泊型研修や体験型研修等の在り方について見直し、研修体系を再構築することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、環境変化を踏まえた研修内容や研修ターゲット等の検討に当たり、主務省より今後の指導者等研修・青少年研修の在り方についてビジョンを示すことが肝要ではないか。
また、研修体系の見直しを進めて行く中で、研修をより効率的・効果的に実施するためにも、4法人が連携することについて検討してはどうか。
- ・ 研修内容については、教育現場のICT化や採用人材の多様化、マネジメント人材等の育成といった政策の方向性や環境変化に対応するとともに、現場で真に必要なものとするため、単なる満足度を測るアンケート調査に留まることなく、より現場の声を吸い上げられるような有意義な調査の実施や、調査研究等の活用による内容の見直し等を求めることについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 更なる成果普及等に資するためにも、主務省と各法人が連携して情報発信等を強化することについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 各法人においては、コロナ禍において、集合・宿泊型研修等を見送り、オンライン研修に切り替えての研修の実施等の対応を行っている。

各法人の見込評価、業務・組織見直しにおいて、国の政策に基づいての対応、ウィズコロナ・ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実、集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックスによる研修体系の構築等について、改善事項や課題等としている。

また、各法人は基本的にそれぞれ別々に研修業務を実施しており、研修実施における各法人間の連携は、一部の研修における講師派遣などに限られている。

- ・ 見込評価における「業務実績」として、調査研究成果の教育現場等への還元、活用実績の把握、研修後のフォローアップ等を実施していることが挙げられているが、その実施に係る深度については様々である。

教育現場等での調査研究成果の活用者である教師等及びその生徒等、また法人主催の研修受講者等から課題や問題点を把握して、次の調査研究や研修内容の見直しまでを実施することが重要である。見込評価においても、研究成果を踏まえ、現場で活用しやすい成果物の作成や効果的な活用方法の分析などの質的な面においても毎年度改善を図ることや、調査研究を活用したプログラム開発等に努めることなどが求められている。

- ・ 法人が持つ強みや成果の教育現場等への普及を進めるためには、法人の認知度の向上も必要である。
- ・ 国立青少年教育振興機構においては、宿泊型研修、体験プログラムの有用性について調査・研究等も活用し検証しつつ、機構の役割、存在意義を示すためにも情報発信等が必要である。業務・組織見直しにて、法人の特色を活かした独自の事業のプログラムの把握、観光業など新たな業種との連携、広報の充実等に努めることなどを課題としている。
- ・ 国立女性教育会館においては、業務・組織見直しにて「国際研修等を通じて得た諸外国における男女共同参画を取り巻く動向についての情報を国内に発信するとともに、我が国の取組や知見を研修に参加する海外のリーダー等に対して共有し、国外へ情報発信を行う」としている。

(4) 大学入試センター

(留意事項)

- ・ 今後の受験料等収入等を見据えた財政基盤の改善について、法人におけるこれまでの検討状況等を踏まえ、今後の対応について目標に盛り込んではどうか。
- ・ 試験実施により蓄積した統計データやノウハウ等の資産を有効活用する方策を検討することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、レピュテーションマネジメント（評価・ブランドイメージの獲得等）にも留意してはどうか。
- ・ 信頼性の確保・向上の観点から、必要に応じて、法人のガバナンス強化について目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を受けて、平成23年度以降、運営費交付金の交付を受けず、検定料収入を主な財源として法人運営を行っている。

見込評価において、「18歳人口の減少による受験者数への影響や共通テスト導入に伴うコストの増加が見込まれる中で、今後の収入計画については、将来を見据えながら財源の在り方も含めた検討を引き続き行う必要がある。」としており、業務・組織見直しにおいては「業務の更なる効率化・合理化に努めるとともに、大学入学共通テストの費用負担の在り方等について検討を行い、財政基盤の安定化に努める。」としている。

- ・ 年間50万人を超える志願者数がある中、法人は、短期間での試験において、問題作成から採点その他の対応を一括して処理するという極めて難しい業務を安定的に実施している。

このような業務遂行に係るノウハウや試験実施による統計データについては、有効活用できる方策について検討の余地があると考えられる。その有効活用は、法人の自己収入獲得へも繋がる可能性がある。

- ・ 先般の問題作成の分科会委員による大学入学共通テストに導入予定であった記述式問題の問題集作成に係る利益相反の疑いについては、法人より「記述式問題の内容を類推できるような情報は記載されていないことを確認」等のコメントが出されている。また、法人の問題作成部会規則に秘密保持違反に係る対応が明記されている。

業務・組織見直しにおいて、「ガバナンスの強化を図り、大学入学共通テストにおいても、良質な問題作成に努めるとともに、受験者にとって公平かつ公正に実施される必要がある。」としている。

(7) 国立科学博物館、(8) 国立美術館、(9) 国立文化財機構

(留意事項)

- ・ 施設に大勢の来館者を迎えることが困難な状況下において、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、集客促進や文化観光振興、新たな収益の確保等に向けて、関係団体・施設との連携強化や新たなタイアップの模索、更なるICT化への対応を含めた収蔵品等の保管・利活用、魅力的なデジタルコンテンツの開発等にイノベティブに取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 国立科学博物館については、文化振興への貢献に係る具体的な内容を目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)、同法に基づく「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針」(令和2年5月)、「文化芸術推進基本計画」(平成30年3月30日閣議決定)により、各美術館・博物館等は、関係団体・施設との連携、ICT化への対応や収蔵品の利活用、国内外への情報発信、展示手法や作品紹介の工夫等に取り組むとされている。

一方、各国立の美術館・博物館では、コロナ禍において、一時期休館・時間短縮での開館を経て、予約制での開館を実施しているところであり、現時点においては以前のような入館者数は見込めない。

業務・組織見直しにおいても、国内美術館と連携した収蔵品等のデータベース・アーカイブ化、国内外への発信、企業や地域等の様々な機関との連携、地域の博物館等への収蔵品の貸与の促進、地域活性化、観光振興に向けた地域の博物館等の連携強化などを実施することとしているほか、「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益、寄付金等の獲得、クラウドファンディングの活用など多様な財源の確保に努めることとしている。

- ・ 国立科学博物館については、平成30年度より文部科学省から文化庁へ所管替えとなっており、業務・組織見直しにおいては、「自然科学及び社会教育の観点に加え、文化振興の観点からも事業内容の検証を行い、継続的な改善を図る」としている。

(11) 国立がん研究センター、(12) 国立循環器病研究センター、

(13) 国立精神・神経医療研究センター、(14) 国立国際医療研究センター、

(15) 国立成育医療研究センター、(16) 国立長寿医療研究センター

(国立高度専門医療研究センター（NC）6法人）

(留意事項)

- ・ 本年4月に発足した「国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）」については、その具体的な取組内容や評価軸等をNC6法人共通的に目標に盛り込むなど、研究開発成果の最大化の観点から定期的に活動状況の評価を行い、適切にPDCAサイクルを回していけるようにしてはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成27年1月9日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）では、厚生労働省において、分野横断的な疾患や未知の疾患といったその時々の方針課題に柔軟に対応できるよう、各センターを統合させるべきか否かなど、NC全体の組織の在り方について検討することとされている。
- ・ 平成30年3月に厚生労働省に設置された「国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会」の報告書において、当面は、横断的な研究推進組織をNC6法人の内部組織として設置し、将来的な組織の在り方については、当該組織の状況や効果、課題の検証を行いながら、可能な限り早期に結論を出すこととされている。
- ・ これを受けて、横断的な研究推進組織として、令和2年4月に「国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）」が設置され、データ集積のための基盤強化、広報機能の強化、知財・法務機能の強化等に取り組むこととしている。

(17) 家畜改良センター

(留意事項)

- ・ 畜産に関する国の全体目標に対する法人の役割を明確にし、目標達成に向けた家畜改良等を行うため、国の全体目標と現状を整理した上で、法人に求める具体的な成果について、目標において明確化してはどうか。

- ・ 畜産農家の高齢化等による生産基盤の弱体化が進む中、効果的・効率的な家畜改良等を行うため、家畜に関するデータの利用促進や飼養管理技術の高度化を推進するための人材確保を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 生産基盤の強化につながる飼養管理技術の高度化等に関する知的財産について、保護と活用を図るとともに効果的な成果の普及を促進するため、特許取得及び標準化への取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産大臣決定）では、畜種ごとに定量的な改良目標を定めているところ、現在の中期目標における定量的目標水準の考え方において、「生産する種畜の能力については、家畜改良増殖目標等を参酌して目標値を設定」としており、法人のこれまでの取組成果と国の全体目標達成のために今後において必要な成果との関係が明記されていない。
- ・ 家畜改良増殖目標では、「農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が見られるため、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜」を求め、「これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題」としている。
- ・ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、牛肉・牛乳乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応と輸出拡大に向けて、「労働力負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、生産関連情報などのデータに基づく家畜改良や飼養管理技術の高度化」等を求めている。
- ・ 見込評価において、非外科的移植器具について特許を取得したこと等を評価するなど知的財産の活用を図っているが、現在の中期目標においては、知的財産マネジメントに関し明記されていない。

(18) 農業・食品産業技術総合研究機構

(留意事項)

- ・ 農業の担い手が減少する中、スマート農業の推進や食料自給率目標などへ貢献するため、研究成果を更なる社会実装へつなげるとともに、新たな国際標準化を目指す分野と既存の国際標準を活用する分野を整理し、戦略的に研究成果の普及を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 法人に求められる研究課題のニーズに対応するとともに、自らの研究開発を促進するため、民間企業等からの外部資金獲得を更に推進することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中にあっても、我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくため、情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進を

図り、「ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の現場実装をはじめ、多様な取組を推進し、令和7年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目指す」としている。

- ・ 農林水産研究イノベーション戦略2020（令和2年5月27日農林水産技術会議事務局）では、我が国農業は、国内市場の縮小、農業者の減少、国際環境の変化等、新たな政策課題に直面している中、研究開発においては、「研究の企画段階から業界団体や行政、標準化団体と連携し、標準化すべき技術を特定した上で研究に取り組みつつ、国内外の標準化に向けた活動に取り組む」こととしている。
- ・ 見込評価において、民間企業からの資金提供型共同研究の増加を評価し、引き続き今後の研究資金獲得を期待するものとしている。また、業務・組織見直しにおいて、「民間企業の事業ニーズと農研機構の技術シーズのマッチングにより民間資金導入の拡大を含めた共同研究の取組を一層強化し、我が国の食品産業、農業の国際競争力強化への貢献を図る」こととしている。

(19) 国際農林水産業研究センター

(留意事項)

- ・ 気候変動などの地球規模課題に対する貢献が一層求められる中、法人が貢献すべき分野を明らかにしてより能力を発揮するため、他の農林水産業に関する研究開発法人との役割分担について、目標において明確化してはどうか。
- ・ 開発途上地域における研究の成果がどのように活用され、当該地域にいかに関与しているかに加えて、法人の活動が我が国のプレゼンス向上につながっていることについて、幅広い世代が身近に関心を持つことで法人の存在意義に関する理解を高めるため、自らの役割に基づく研究成果の広報活動を更に推進することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、「飢餓・貧困や、栄養不良、気候変動、越境性動物疾病等の地球規模課題に対応するため、途上国に対する農業生産や食品安全等に関する研究開発及び技術協力」等を行うこととし、「研究協定覚書（MOU）の積極的な締結や、海外の拠点整備による体制強化など国際共同研究を推進し、国際協力に資する技術開発や世界の先端技術の導入等を戦略的に推進」することとしている。
- ・ 業務・組織見直しにおいて、「これまで地域の問題解決のための技術開発を中心とした活動を行ってきたが、持続可能な開発目標（SDGs）達成のための科学技術イノベーション（STI）が国家戦略として位置づけられる中、我が国の研究シーズとなる課題の比重を高め、相手国と我が国双方の利益に資する地球規模の農林水産技術開発ニーズへ対応した先端的な研究開発について推進する」こととしている。一方、農業・食品産業技術総合研究機構は令和2年度にタイ等で拠点を整備し国際連携体制を強化する見込みであり、同法人に係る業務・組織見直しにおいては、「国際農林水産業研究センターをはじめとする国際的な共同研究の推進主体と研究の方向性について連携をとりつ

つ、海外研究機関との共同研究を推進する」こととしている。また、森林研究・整備機構に係る業務・組織見直しでは、「増加傾向にある国際課題への対応を戦略的に推進する体制を充実・強化する」こととしている。

- ・ 見込評価において、「広報・アウトリーチ活動においては、その効果検証も実施しながら、継続して改善に取り組むことを期待する」とし、業務・組織見直しにおいては、法人のプレゼンス向上に向けた取組の強化として「国内向けの広報活動の充実」を行うこととしている。

(20) 森林研究・整備機構

(留意事項)

- ・ 我が国の人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを行うため、林業全体が直面している課題と、課題解決に向けて法人が取り組むべき具体的な業務の方向性について、目標において明確化してはどうか。
- ・ 国土の約3分の2を占める森林の公益的機能や資源の活用について広報活動を推進し、若い世代の関心を醸成することにより人材の確保、育成につなげることについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 新たな木材需要の創出や森林の整備・保全等に向けた研究成果の社会実装を促進するため、研究成果の活用方策について産業界等へ広報を進めるとともに、標準化への取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）では、研究・技術開発について、社会情勢の変化や現場が抱える課題を適確に把握し、戦略的かつ計画的に進めるため、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を見直し、課題と目標を明確化した上で、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官連携の強化、対話の促進を図る」としている。
- ・ 業務・組織見直しにおいて、森林環境問題の解決、山地災害防止機能などの森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業・木材産業の持続的発展等、国の施策や社会ニーズをより一層とらえた研究開発が可能となるよう、研究開発における重点課題を再編することとしている。
- ・ 森林・林業基本計画では、国民理解の促進について、「森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適切な整備及び保全並びに林業・木材産業の健全な発展に向けて関係者が一体となって努力してだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていくことが重要」としている。
- ・ 農林水産省国立研究開発法人審議会の意見として、人材の確保・育成については、「次期中長期期間において、大学との連携を更に進めるほか、大学院生や企業の研究者の受入れなどにより人材の育成と活用を一層強化」する必要があるとされている。
- ・ バイオ戦略2020（令和2年6月26日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、木材活用大型建築・スマート林業に向けて、「森林管理の効率化・コスト低減に向けた資

源・境界情報のデジタル化、生産管理のICTの活用、伐採・運搬の自動化による生産性・安全性の向上が必要」としている。

- ・ 見込評価において、「橋渡し機能」の強化として民間企業が参加するネットワークを構築していること等を評価しているが、社会実装推進に向けた標準化などの知的財産マネジメントについて、現在の中長期目標では明記されていない。

(21) 水産研究・教育機構

(留意事項)

- ・ 水産資源のモニタリングに必要なデータ収集及び分析に関し、法人が所有する調査船による調査に加えて民間の船舶等を活用した幅広い収集活動を行うとともに、ICT化の推進により、収集から分析までを効率的に行うことについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）では、「適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上を図るため、これまでの調査を確実に継続することに加え、新たな観測機器を用いた調査等により新たな変化に対応した情報収集体制の構築を図る」こととしている。
- ・ 見込評価において、資源管理の充実に向けた最大持続生産量基準での新たな資源評価手法の導入や評価対象魚種の拡大に対応することで、国が進める資源管理の高度化に寄与しているとし、業務・組織見直しにおいて、「資源評価対象魚種を50種から200種へ拡大し、より先進的な管理・評価手法の開発を加速する」こととしている。

(22) 海技教育機構

(留意事項)

- ・ 人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国の検討会の議論や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 船員の高齢化などの内航海運の諸課題について検討された「内航未来創造プラン」（平成29年6月内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会）においては、高等海技教育の実現に向けた船員教育体制の見直しとして、海上技術短期大学校への重点化・4級海技士の養成課程の専科教育への移行といった専門教育の重点化や、乗船実習を代替する工場実習の導入等による練習船などのリソースの効率的・効果的な活用といった取組を進めるべきことが示されている。

これを受け、法人では、小樽海上技術学校の短期大学校への移行（令和3年度）を決定するとともに、旧航海訓練所との統合による学校と練習船の教育内容が一貫したカリキュラムへの移行、練習船の機関科実習の一部を代替する陸上施設の整備、人材確保に向けた教員・教官の共通採用といった取組を進めているところ。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の海運業界に対する影響に留意する必要があるものの、船員の高齢化は引き続き深刻な問題であり、船員養成に関する持続可能な取組を進めて行く必要がある。業務・組織見直しにおいても、引き続き船員の安定的・効果的な確保・育成に向けた取組を推進していくことが求められている。

(23) 航空大学校

(留意事項)

- ・ 将来的な操縦士不足に対応した操縦士の養成・確保を安定的に実施するため、質の高い教育に必要な教官の人材確保・育成や訓練内容の向上に向けた取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ これまでの訓練中の事故を踏まえ、航空安全に係る教育の充実を図るため、安全管理体制の強化に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 我が国の主要航空会社においては操縦士の年齢構成に偏りがあり、将来的な操縦士不足が見込まれていることから、「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」（平成26年7月）では、操縦士の養成・確保に向け、航空大学校は、操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与することとされた。加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、訪日外国人旅行者数の目標が2020年4,000万人、2030年6,000万人とされ、本目標の達成に向けて、操縦士の供給能力の拡充が必要となることから、法人は、平成30年度より入学定員を108人に拡大した。

新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の航空ネットワークの維持に影響が生じているものの、「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）では、感染収束を見極め、インバウンドの回復に向け航空会社の運航再開を強力に後押しすることとされている。

一方で、学生の資格取得率が平成30年度以降低下していることを踏まえ、業務・組織見直しにおいては、引き続き、資質の高い学生の確保、教官の質の向上や教育訓練の見直しなどに取り組むことが求められている。

- ・ また、平成28年8月に仙台分校で胴体着陸事故が1件発生し、運輸安全委員会の事故調査報告書を踏まえた再発防止策を実施してきたところ、令和2年4月には帯広分校で前脚破損による重大インシデントが発生したことから、同委員会による調査の結果を踏まえ、必要に応じ対策をとることとしている。業務・組織見直しにおいても、引き続き、理事長のリーダーシップの下、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図っていくことが求められている。

(24) 自動車技術総合機構

(留意事項)

- ・ 新たな自動車技術に関する保安基準が増えることにより、業務量が増加することを踏まえ、全国93カ所の事務所等で行う自動車検査や型式認証審査の効率化や老朽化した検査設備の整備を進めるとともに、メーカーから機微な技術情報を入手する必要性が増していることも踏まえ、法人の情報セキュリティ確保に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 道路運送車両法の改正（令和元年5月）により、法人は、国際基準に準拠する自動運転システムの安全性の確保に関する保安基準適合性審査や、衝突被害軽減ブレーキなどの故障に関する電子的な審査に必要な技術情報の管理、通信を利用した自動運行装置等のプログラムの改変による改造等の技術的審査を実施することとされ、保安基準の増加への対策や情報セキュリティの確保が必要となっている。
このため、法人は、審査に関する機密性の高い情報の取扱いに関する情報セキュリティ審査準備室の設置や専門職員の採用、検査における試験機の機能向上や職員研修の実施などの取組を進めているところであり、業務・組織見直しにおいても、引き続き、法人の業務の効率化や老朽化した検査機器の整備、情報セキュリティ確保に向けた取組の強化が求められている。

(25) 住宅金融支援機構

(留意事項)

- ・ 既存住宅の建替えやリフォームの推進による安全で質の高い住宅への更新、省エネ住宅の普及推進など市場の活性化、地方創生に向けた地方移住等に係る住宅支援、マンションの老朽化対策や自然災害への対応等に関する地方公共団体の取組を支援するため、法人の住宅金融や住宅の技術基準に関する専門性を生かし、地方公共団体や民間金融機関・事業者等との連携による地域課題の解決に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、業務継続性の確保や業務の効率化、利用者の利便性の向上を図るため、手続のデジタル化等を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 海外の住宅市場への我が国事業者の参入を促進するため、関係府省や我が国の事業者と連携し、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援などのコンサルティング業務等に引き続き取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）では、子育て世帯や高齢者に向けた住宅環境の整備、リフォーム等による安全で質の高い住宅ストックへの更新による新たな住宅循環システムの構築等が目標に掲げられている。また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、リフォーム等による子育て世代への住宅環境の支援や省エネルギー住宅の普及など住宅市場の活性化に向けた取組が示されている。

これらを受け、法人では、住宅金融分野に関する高い専門性を生かし、住宅ローンの民間金融機関による供給の支援や住宅融資保険、災害復興住宅融資などの政策的融資の各業務について、地方公共団体、民間金融機関や事業者等との連携を通じた地域における課題解決の取組を進めているところであり、業務・組織見直しにおいても、引き続き、関係機関との連携・協力を強化することが求められている。

- ・ 法人においては、取扱金融機関からの要望に応じて借入申込等の手続の電子化を進め、また、BCPの取組の一環として、全役職員がテレワークを行える態勢を整備するなどの取組を行っているが、業務・組織見直しにおいては、手続のオンライン利用の促進や保有データを活用したサービス提供に努めるとともに、緊急時における業務運営体制やシステム基盤等の整備を図ることが求められている。
- ・ 法人は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）により、住宅ローン制度に関するノウハウを活かし、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築を支援するためのコンサルティング業務等を実施することとされたことを踏まえ、アジア各国との関係強化に取り組んできたところ。業務・組織見直しにおいても、海外社会資本事業への我が国の事業者の参入の促進に向け、コンサルティング業務等に引き続き取り組むこととされている。

(26) 国立環境研究所

(留意事項)

- ・ 法人は、環境問題の解決に向けて防災、土木、農業など様々な分野と関わる幅広い研究を行っているが、気候変動適応など新たな課題が山積する中、法人のリソースを有効に活用するため、主務省において、法人が環境政策において果たすべき役割を今一度整理した上で、法人が優先的に取り組むべき課題及び期待する成果を目標に明示するべきではないか。
- ・ 研究成果や国内外の研究者間ネットワークなど、法人が有する実績やポテンシャルをより分かりやすく効果的に発信することにより、研究開発成果の最大化に必要なリソースの確保につなげていくことについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 研究成果を政策提言や社会実装に効果的につなげていくため、研究成果の活用推進等をサポートする研究支援人材の確保・育成を戦略的に進めていくことについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 世界では、途上国を中心に人口の急速な増加、温室効果ガスの排出増加が続くなど、地球環境の持続可能性が低下しており、また、我が国においても、少子高齢化により、農林業の担い手不足等による耕作放棄地の増加など生物多様性の低下が課題となっている。さらに、異常気象が激化し、世界各地で大規模災害が頻発するなど、気候変動の影響が指摘されているものもあり、環境・経済・社会の課題が相互に関連・複雑化してきている。

- これら複数の課題を統合的に解決していくことが求められる中、持続可能な社会の実現に向けたSDGsや温室効果ガスの大量排出削減に向けた近年の国際的合意なども踏まえ、「第5次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連しあう分野横断的な重点戦略を設定することにより、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することを目指している。
- また、同計画に基づき策定された「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」では、国立環境研究所が、我が国の環境科学の中核的研究機関としての新たな研究テーマの先導、気候変動・災害と環境等の社会的な要請の特に強い課題への対応、国立研究開発法人としての環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人及び地域の環境研究拠点との連携強化、更には地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが期待されている。
- 他方、国立環境研究所は、他の国立研究開発法人と比較して人員規模が小さく、また、見込評価において、今中長期目標期間中の自己収入の平均獲得額が前期を下回る見込みであるとしているなど、リソースの確保に課題を有しており、業務・組織見直しにおいて、「運営費交付金の増額が厳しい中で、バランスのとれた自己収入の確保が不可欠であり、自己収入の確保に努める」こととしている。